

令和6年11月19日

共 産 党

検察の抗告禁止を求める意見書（案）

58年前に起きた袴田事件の再審で静岡地方裁判所の国井恒志裁判長は、死刑とされた袴田巖さんを無罪とし、裁判が長引いたことを謝罪した。

判決では、静岡県の味噌製造会社専務一家4人の殺害事件で、有罪の決め手となった証拠は捜査機関による捏造だと断じ、冤罪であることを認めた。

袴田さんの自白は、連日12時間にも及ぶ脅しを伴う取り調べによるもので、殺害動機など重要な内容が変転し、当初から自白のほとんどが証拠から排除されていた。今回の判決では、「肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取り調べ」による「実質的な捏造」とであると認定された。

袴田さんの身体拘束は48年間、死刑囚として過ごしたのは34年に及んだ。これは公権力による人権侵害である。冤罪を生む自白偏重の違法な捜査は許されず、繰り返されてはならない。警察、検察、裁判所は、なぜ冤罪が生じ無罪判決まで半世紀近くかかったのか全面的に検証すべきであり、袴田事件を含め、捜査のあり方や証拠の扱いについて検証する公的な第三者委員会を設置すべきである。

袴田さんの裁判を長引かせたのは、メンツにこだわるかのような検察の姿勢である。第2次再審請求審で静岡地方裁判所は平成26年に再審開始を決定したが、検察はこれを不服として抗告した。東京高等裁判所、最高裁判所を経て東京高等裁判所に差し戻され、令和5年に東京高等裁判所が静岡地方裁判所同様に証拠捏造の可能性を指摘し、ようやく再審開始が確定した。

冤罪は国家による最大の人権侵害である。再審開始に時間がかかりすぎれば冤罪を晴らせずに人生を終える人が出る。再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正は急務である。

再審開始に対する検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせている。検察は再審公判で事実を争えばよいのであり、検察の抗告は禁止すべきある。

よって、板橋区議会は、政府に対し、検察の抗告禁止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

法務大臣 宛